



平成 29 年 2 月

長野県地方税滞納整理機構議会定例会議案

## 平成29年2月長野県地方税滞納整理機構議会定例会議案目次

- 第 1 号 平成29年度長野県地方税滞納整理機構一般会計予算案・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2
- 第 2 号 平成28年度長野県地方税滞納整理機構一般会計補正予算案・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 報第 1 号 訴えの提起の専決処分報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

# 第 1 号

## 平成29年度長野県地方税滞納整理機構一般会計予算案

平成29年度長野県地方税滞納整理機構の一般会計予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 202,692 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		199,642
	1 負担金	199,642
2 財産収入		9
	1 財産運用収入	9
3 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
4 諸収入		2,041
	1 預金利子	20
	2 雑入	2,021
歳 入 合 計		202,692

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		270
	1 議会費	270
2 総務費		201,422
	1 総務管理費	4,248
	2 徴税費	196,554
	3 選挙費	95
	4 監査委員費	144
	5 行政不服審査会費	381
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		202,692

## 第 2 号

### 平成28年度長野県地方税滞納整理機構一般会計補正予算案

平成28年度長野県地方税滞納整理機構の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 11,054千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 191,892 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

#### 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	分担金及び負担金	199,894	△ 25,972	173,922
	1 負担金	199,894	△ 25,972	173,922
3	繰越金	1,000	7,375	8,375
	1 繰越金	1,000	7,375	8,375
4	諸収入	2,051	7,543	9,594
	2 雑入	2,051	7,543	9,594
歳 入 合 計		202,946	△ 11,054	191,892

#### 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2	総務費	201,641	△ 11,054	190,587
	2 徴税費	198,858	△ 11,054	187,804
歳 出 合 計		202,946	△ 11,054	191,892



# 報 第 1 号

## 訴えの提起の専決処分報告

次の事件について急施を要したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条の規定により、平成28年11月9日専決処分したから報告します。

### 1 事件名

支払督促事件

### 2 相手方

（個人情報のため非公開）

### 3 事件の概要

平成26年11月17日付けで滞納者に対して行った債権差押に係る第三債務者からの差押債権の履行がないため、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第383条の規定により、当該第三債務者に対し支払督促の申立てを行うもの。

### 4 訴訟との関係

支払督促に対し適法な督促異議の申立てがあった場合、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立て時に訴えの提起があったものとみなされるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定による議決が必要とされている。